

毎週火曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県町村合併促進審議会設置条例
- 各選挙区県議会議員数条例中改正
- 倉吉市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 鳥取県吏員等恩給条例臨時特例中改正

條例

鳥取県町村合併促進審議会設置条例をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十三号

鳥取県町村合併促進審議会設置条例

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)に
基きこの条例を定める。

(設置)

第一条 町村合併を促進するため、知事の附属機関として、鳥取県町村合併促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議し及び知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣傳、勸奨及びあつせんを行うものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は次の各号に掲げる者について知事が任命し又は委嘱する。

- 一 鳥取県議会が推薦する議員 五人
- 二 鳥取県町村会が推薦する町村の長 一人
- 三 鳥取県町村議会議長会が推薦する町村の議会の議長 一人
- 四 鳥取県教育委員会が推薦する当該教育委員 一人
- 五 県内の市長の協議により推薦する市長 一人

六 県内の市議会の議長の協議により推薦する市の議会議長 一人

七 県の職員 五人

八 学識経験者 若干人

2 前項に定めるものの外、特定の事件について調査審議し及び勸奨若しくはあつせんを行うため必要であると認めるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。

3 臨時委員は、町村合併に関し学識経験のある者の中から知事が任命し又は委嘱する。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第六条 審議会に幹事及び書記若干人を置き、知事が任命する。

2 幹事は、会長の命をうけて審議会の事務を掌理し、書記はその事務に従事する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 町村合併促進審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第四号)は、廃止する。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十四号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例(各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

米子市の次に「倉吉市三人」を加え、「東伯郡九人」を「東伯郡六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

倉吉市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十五号

倉吉市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例(鳥取県地方事務所設置に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県地方事務所設置に関する条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第二条 県税事務所設置条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「倉吉町」を「倉吉市」に改め、第四条中「中部県税事務所は東伯郡の区域」を「中部県税事務所は倉吉市及び東伯郡の区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年十月一日から適用する。

退隠料について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、支給するものとする。

第四条 この条例施行の際現に増加退隠料を受ける者及び鳥取県吏員等恩給条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第二十五条の規定により恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)による改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までの規定を準用した扶助料を受ける者については、法律第百五十五号附則第八号及び第三十三号の規定を準用する。

第五条 県吏員等の父母又は祖父母で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つたものうち、その婚姻に因り氏を改めなかつた者の当該扶助料を受ける権利又は資格の取得については、法律第百五十五号附則第九号の規定を準用する。

第六条 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた退隠料、増加退隠料又は扶助料については、昭和二十八年十月分以降、その年額を、その年額計算の基

礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額

仮定俸給年額

五五、二〇〇	六四、八〇〇
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇

七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、六〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇
九六、六〇〇	一一四、六〇〇
九九、六〇〇	一一八、二〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、〇〇〇
一〇六、八〇〇	一二七、八〇〇
一一一、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一一九、四〇〇	一四四、〇〇〇
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一二七、八〇〇	一五四、八〇〇
一三一、〇〇〇	一六〇、八〇〇

一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
一四一、六〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一五一、二〇〇	一八九、六〇〇
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一六八、〇〇〇	二一三、六〇〇
一七四、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	二三〇、四〇〇
一八六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
一九二、〇〇〇	二四九、六〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇

二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇
三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣鳥取市東町 刷所
鳥取縣鳥取市東町 刷所
鳥取縣鳥取市東町 刷所

四七八、八〇〇 六五七、六〇〇
 四九四、四〇〇 六八〇、四〇〇
 五一〇、〇〇〇 七〇三、二〇〇
 五二八、〇〇〇 七二六、〇〇〇
 五四六、〇〇〇 七五一、二〇〇
 五六四、〇〇〇 七七六、四〇〇
 五八二、〇〇〇 八〇一、六〇〇
 六〇〇、〇〇〇 八二八、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する假定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百七十三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ假定俸給年額とする。